



【コピーと指定していないものは、原本が必要です。】

- ① 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー
領収・明細書には、医療機関等が支払機関へ提出する「専用請求書の内容と相違ない旨」の記載および「産科医療補償制度の対象分娩であることを証明する所定の印」が押印（該当する場合のみ）されています。
- ② 医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー
代理契約に関する文書には、「代理契約を医療機関等と締結している旨」および申請先となる「保険者名」が記載されています。

【申請書の医師・助産師または市区町村長の証明を受けられない場合】

次のいずれかの書類を添付してください。

（生産の場合で、上記①に「出産年月日」および「出産児数」が記載されている場合、もしくは、死産の場合で「死産年月日」および「妊娠週数」が記載されている場合は書類の添付は不要です。）

- ① 出生が確認できる書類
戸籍謄（抄）本、戸籍記載事項証明書、登記原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳（原本提示）、住民票など
- ② 死産が確認できる書類
死産証明（死胎検案書）など